

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

本県では、平成15年2月に「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、その後2度に亘る改定を行うとともに、基本指針に基づき、具体的な施策や数値目標を盛り込んだ「実施計画」を策定して、食品の総合的な安全確保対策を実施してまいりました。

この間、食を取り巻く環境は、食品を原因とする死亡事故の発生、食材の産地表示の偽装や異物混入、それに伴う消費者の「安全・安心」に対する意識の高まりなど、大きく変化してきています。

このような中、国においては、平成21年9月に消費者庁を創設して、消費者行政の司令塔の役割を担う機関として位置づけるとともに、平成27年4月には食品表示に関する規定を統合した食品表示法を施行するなど、様々な取組が進められています。

一方、本県においては、平成21年4月に、「食品安全・消費生活課」を新たに設置し、関係部局の連携のもと、食品の安全・安心確保対策の更なる強化に取り組むとともに、平成27年4月には「長崎県食品の安全・安心条例」を施行して、生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心確保のための施策や、関係者間の相互理解を深めるための取組を、総合的に推進しています。

現行の実施計画である「長崎県食品の安全・安心アクションプラン」が、本年度をもって計画期間を終了することから、平成28年度からの計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、「長崎県食品の安全・安心条例（以下、「条例」という。）」第8条に基づく、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

なお、施策の推進に当たっては、県政運営の基本方針である「長崎県総合計画 チャレンジ2020」やその他の関係計画等と調和を図りながら実施するものとします。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4節 基本理念

この計画は、以下の条例に掲げる基本理念にしたがって推進するものとします。

- (1) 県民等の健康の保護を最優先に、食品の安全性の確保・向上が食品関連産業の振興、県民生活の豊かさの向上にもつながるという認識に立って、適切な措置が講じられること。
- (2) 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠をもって行われ、食品の信頼確保のための施策は、消費者の視点に立って行われること。
- (3) 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者並びに県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、互いに理解し合い、連携しながら行われること。

第5節 責務及び役割

1. 県の責務

県は、食品の安全・安心の確保のための施策を総合的に策定して実施します。

2. 食品関連事業者の責務

食品関連事業者には、食品の安全性確保について第一義的責任があることを認識して、必要な措置を適切に講じることが求められています。このため、関係法令等を遵守することはいうまでもなく、食品を供給する者としての倫理に従って事業活動を行うよう努めるとともに、事業活動に関する正確かつ適切な情報を提供し、県の食品の安全・安心確保の施策に協力することとします。

3. 県民の役割

県民は、食品の安全・安心についての知識と理解を深め、食品に関する適切な判断力を養う必要があります。また、県の食品の安全・安心確保の施策に協力、意見表明するなど積極的に関わるよう努めることとします。